

令和7年4月1日に施行された農地法の一部改正に伴い、「農地所有適格法人報告書」の記載内容が一部変更されました。
(オレンジ部分が追加された欄)

様式第5号の1

農地所有適格法人報告書

[自 令和6年 4月 1日
至 令和7年 3月 31日]

令和7年 4月 1日

横手市農業委員会会長 様

主たる事務所の所在地 横手市〇〇〇〇〇番地

名称及び代表者氏名 農事組合法人 ○〇〇〇
代表理事 ○〇〇〇

電話番号 ○〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	農事組合法人 ○〇〇〇 代表理事 ○〇〇〇		
主たる事務所の所在地	横手市〇〇〇〇〇番地		
経営面積 (ha)	所有農地の有無	有	・ 無
	田	20.0ha	
	畠	0.5ha	
	採草放牧地		

法人形態
売上の50%以上占める
ものを記載し、無い場合は多いほうから3つ

農事組合法人

※横手市以外に経営農地【有(△△市)・無】

2 農地法
(1) 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
実績	米、大豆、野菜など	農産物の製造・加工、販売など	
翌事業年度の計画	米、大豆、野菜など	農産物の製造・加工、販売など	

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前（実績）	28,765,432円	昨年の報告書(1年前実績欄)と同額
報告対象年度の1年前（実績）	29,876,543円	昨年の報告書(報告対象年度欄)と同額
報告対象年度（実績）	30,234,567円	今回の決算額
翌事業年度の計画	30,000,000円	これから1年間の見込み

要件1 法人形態要件

- ・ 農事組合法人
- ・ 株式会社(株式譲渡制限会社(公開会社でない)に限る)
- ・ 合名会社
- ・ 合資会社
- ・ 合同会社

要件2 事業要件

農業(農業関連事業を含む)の売上高が、総売上高の過半(半分を超える)かを確認します。

※関連事業(例)

- ・ 農産物の製造加工、貯蔵、運搬、販売
- ・ 農業生産物資材の製造
- ・ 農作業の受託
- ・ 林業、共同利用施設の設置
- ・ 農村滞在型余暇活動に利用する民宿
- ・ 営農型発電

※農業に該当しない事業(例)

- ・ キャンプ場、造園、除雪等
- 農業関連以外の事業がない場合は記入不要

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

- (1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	議決権の数		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況			
			在留資格又は特別永住者	株主総会	農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数	
					権利の種類	面積	直近実績	翌事業年度の計画
○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	横手市○○ ○○○○番地	日本	在留資格又は特別永住者 リ	株主総会 1	賃借権 賃借権(中)	10,000 5,000	200 200 100 200 30	200 200 100 200 30

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：

730 日

上の表で記載された構成員全員の農業への年間従事日数の合計

要件3 議決権要件

農業関係者が総議決権の過半を占めること。

ただし、株式会社や持分会社においては、総議決権または総社員の過半は、①農地の権利提供者、②常時従事者（原則として年間150日以上従事）、③基幹的な農作業を委託した個人、④農地中間管理機構、地方公共団体、農協等が占める必要があります。

権利の種類

賃借権：

賃借権・使用賃借権など

賃借権（中）：

中間管理機構を通じた場合

※ (R7.4改正)

議決権要件について、会社法の規定に準じた改正を実施。

会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合には、その種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会における議決権の数を記載。

(2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	議決権の数		
			在留資格又は特別永住者	株主総会	種類株主総会

	議決権の数		議決権の割合	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者	5		100	
(2) 農業関係者以外の者				
計	5		100	

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従事 日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	翌事業年度の計画	直近実績	翌事業年度の計画
○○○○	横手市○○	日本	〃	代表理事	200	200	150	150
○○○○	横手市△△		〃	理事	200	200	100	100
○○○○	横手市◇◇		〃	理事	200	200	100	100
○○○○	横手市□□		〃	理事	100	100	50	50

農業全般の従事日数
150 日以上の理事が
半数より多い

農業従事日数の内、
農作業従事日数 60 日
以上が 1 人以上

要件4 役員要件

次の①～②両方に当てはまるか確認します。

- ①理事の過半（半分より多く）が農業（関連事業を含む）に常時従事（原則年間 150 日以上）する構成員であること。
- ②役員または重要な使用人のうち 1 人以上が原則 60 日以上農作業に従事すること。

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従事 日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	翌事業年度の計画	直近実績	翌事業年度の計画

年間 60 日以上農作業に従事している役員がいない場合、法人の行う農業（関連事業を含む）に関する権限や責任のある使用人がいる場合は記入してください。
(例) 農場長、農業部門の部長

【本報告書の内容に関する問い合わせ先】

所属・氏名	農事組合法人 ○○○○ 理事 ○○○○
電話番号	○○○○-○○-○○○○
FAX 番号	○○○○-○○-○○○○
e-mail	▽▽▽@▽▽▽▽. ▽▽▽

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

- ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
- イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
- ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
- エ 農業生産に必要な資材の製造
- オ 農作業の受託
- カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
- キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

4 「3(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。
複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。

6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積（m²）」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

7 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。

8 2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください（ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）。

国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4の(2)については、4の(1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。